

学生に対するタミフル処方とりやめについて

学生のみなさんへ

2007年3月22日(木)
保健センター所長 伊東 宏

すでに報道等でご承知のことと存じますが、昨日「タミフル服用後の異常行動について」の緊急安全性情報が発表されました。

<http://www.chugai-pharm.co.jp/html/info/070321.html>

10歳以上の未成年の患者においては、因果関係は不明であるものの、本剤の服用後に異常行動を発現し、転落等の事故に至った例が報告されている。このため、この年代の患者には、合併症、既往歴等からハイリスク患者と判断される場合を除いては、原則として本剤の使用を差し控えること

厚生労働省のこの対応を受け、立命館診療所では「学生」に対するタミフルの処方を中止することと致しました。20歳代の学生への制限は記載されておりませんが、以下の事由より、立命館診療所では安全を第一に使用を中止することにします。

学生に対する処方禁止理由：

- 1．学生は20歳代前半が多く使用禁止年齢である10代に近いこと
- 2．学生は成人していても、保護者の庇護を受けており、タミフル使用についての同意を得るべきであると考えられるが、それを得ることは現実的に困難であるため。
- 3．大学診療所は、診療所としてだけでなく大学としての責任も負うこと
(事故があった場合の責任の取り方が複雑になる可能性が大)
- 4．多くが一人暮らしの下宿で見守る者が同居していないこと
- 5．学生マンションなど高いビルに居住する者が多くリスクが高いこと
- 6．インフルエンザは保存的療法で治る疾患で、タミフルは必須薬では無いこと
- 7．異常行動の成人例についての報告が明らかになり始めたこと
- 8．今後も、タミフル使用についての、厚生労働省の対応が更に変化する可能性があること

以上、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。